

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月27日 12時30分ごろ
発生場所	新潟県上越市名立漁港 鳥ヶ首岬灯台から真方位311°560m付近 (概位 北緯37°10.4′ 東経138°05.5′)
事故の概要	押船第十一 ^{みょうこう} 妙高丸は、起重機船第十 ^{しんせい} 新生号と押船列を構成して航行中、第十新生号が浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年6月11日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十一妙高丸、19トン 294-20332新潟、相村建設株式会社（A社） B 起重機船 第十新生号、1,153トン なし、A社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 船底外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、消波ブロック約540tを積載したB船（非自航式、5人乗船）の船尾凹部にA船の船首部を結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、航行中、予定針路上に漂泊していた数隻のプレジャーボートを避けようと右転し、陸岸寄りを航行したところ、B船が「名立漁港の水深約2mの浅所」（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 B船の喫水は、船首尾共に約2.5mであった。 船長Aは、本件浅所の存在を漠然と知っていたものの、正確な位置を把握していなかった。
分析	A船押船列は、航行中、船長Aが、本件浅所の正確な位置を把握していない状態で、漂泊していた数隻のプレジャーボートを避けようと右転し、陸岸寄りを航行したことから、B船が本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が航行中、船長Aが、本件浅所の正確な位置を把握していない状態で、漂泊していた数隻のプレジャーボートを避けようと右転し、陸岸寄りを航行したため、B船が本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事前に航行予定海域における水路調査を行うとともに、避険線を設定するなどして浅所域から十分な距離を隔てて航行すること。
--------------	--